

2. 事業の目的と概要	
<p>(1) 事業概要</p>	<p>本事業は、カンボジア教育省の要請に基づき、これまでの当会の取り組みを参照し、インクルーシブ教育（IE）実施状況に対する評価ツールをすることで、同国内における IE の普及に寄与することを目的とする。加えて、これまでの事業を通して得られた成果を、より発展・普及させていくための新たな取り組みをモデル地域で実施する。具体的には、対象郡内の全集合村において公的な組織として設立された「障がい者支援委員会」が、障がい児の教育を継続的に促進していけるよう、委員会メンバーに対する研修や、活動状況の定期的なモニタリングを実施する。また、公立小学校の障がい児担当教員や保護者を含む地域住民が、必要に応じた助言や情報を得られる体制を整える。さらに、モデル地域における取り組みを、最終的に事例集としてまとめ、国内で広めることで、評価ツールの実用性向上に努める。</p> <p>英訳</p> <p>AAR will create an evaluation tool of Inclusive Education practice in response to the request by Cambodian government. Moreover, AAR will take new approaches such as capacity building of new commune committee, establishment of a resource centre and sharing good practices of the model area in the country in order to support children with disabilities.</p>
<p>(2) 事業の必要性 (背景)</p>	<p>カンボジア政府は、2008 年に障がい児教育に関する国家方針書を採択し、2009 年には IE 推進を謳った条項を含む障がい者の権利の擁護及び促進法を制定した。同国が 2012 年に批准した国連障害者権利条約にも、障がい児が教育を受ける権利の擁護や包括的な教育制度の充実の必要性が謳われている。また、障がい児教育の担当部署として、2000 年に教育・青少年・スポーツ省（以下、教育省）初等教育局内に設立された特別教育課が、2016 年には特別教育局に格上げされ、初等レベルから高等レベルまで一元的に管轄できるようになった。また、障がい児教育を専門的に学ぶための 4 年制大学も設立された。2018 年 6 月には、上述の国家方針書の改定版となる IE 実践のための方針書が策定され、現在は同方針書のための行動計画の作成も進んでいる。</p> <p>そうした既存の法律や政策の実効性を高めるべく、当会は 2013 年より、カンダール州のクサイ・カンダール郡において IE 推進事業を実施してきた。これまでの活動を通して、就学している障がい児が教員の適切な配慮や周りの児童からの支援を得られるようになった、学習意欲や能力が向上した、新たに就学できるようになったなどの成果を確認している。一方で、インクルーシブな学習環境に必要な一定の基準が国により示されておらず、学校やそれらを管轄するカンボジア全土の各行政機関にとって、対策を把握しにくいことが課題となっている。そのため、教育省は、インクルーシブ教育の実践状況を評価するためのツール作りを開始しており、当会は同省より、カンダール州での活動経験や専門性に基づいた協力要請を受けている。</p> <p>また、教育を含む障がい児への支援を、地域全体で柔軟かつ継続的に実施していくための対策として、これまでの事業で設立した IE 推進部会との協議に基づき、クサイ・カンダール郡内の全 18 集合村に、公的な組織である「障がい者支援委員会（Commune Committee for Persons with Disabilities: 以下、CCPWD）」（直訳：障がい者のための集合村委員会）を設立することとなった。2018 年 11 月までに全 18 集合村において、CCPWD が郡知事の承認を受けて正式に設立されており、今後、同委員会がその役割を十分に果たしていくためには、各メンバーの能力向上が不可欠である。加えて、教員が個々の障</p>

	<p>がい児の多様なニーズにより適切に対応できるよう、専門的な知見を有する人材から日常的に支援や助言を得られる仕組みが必要とされている。さらに、障がい児の教育を推進する上で、障がい児の保護者を含む地域住民や教員が、障がいについて学んだり、障がい児にも使いやすい教材を作成する際に役立つ資料が身近にある環境の整備も重要である。これらの必要性に基づいた、専門的な人材の育成および関連資料を備えたセンター構築という新たな取り組みは、CCPWD の能力強化とともに、インクルーシブ教育の実践状況を評価するツール策定においても参考となる。</p> <p>本事業は、重点課題の一つである「アジアにおける貧困削減」に資することを目的に策定されたものである。世界銀行は 2008 年、カンボジアを含む低／中間所得国 13 カ国で行われた 14 種類の世帯調査結果を分析した結果、全対象国において、障がい児は非障がい児よりも就学している割合が著しく低かったと指摘している。その分析結果は、開発途上国の障がい者における低い就学達成率とそれに伴う知識や技能の欠如が、長期的には、障がい者の貧困につながるという憂慮すべき悪循環を示している。障がい児の教育支援を通して、その悪循環を断ち切る必要性・重要性は大変高い。</p> <p>●「持続可能な開発目標(SDGs)」との関連性</p> <p>本事業における取り組みは、最も脆弱な人々のニーズが満たされ、社会的に包摂的な世界を目指すことを謳った「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に沿ったものである。具体的には、同アジェンダが掲げる目標 4「すべての人に包摂的（インクルーシブ）かつ公正な質の高い教育を確保」の、ターゲット 4-1（2030 年までにすべての子どもが、無償かつ公正で質の高い初等教育および中等教育を修了できるようにする）、ターゲット 4-5（障がい者を含む脆弱層があらゆるレベルの教育に平等にアクセスできるようにする）、ターゲット 4-a（子どもや障がいに配慮した教育施設を構築・改良し、すべての人々に安全で包摂的、効果的な学習環境を提供できるようにする）の達成に寄与するものである。</p> <p>●外務省の国別開発協力方針との関連性</p> <p>「開発協力方針」にある「産業振興支援」の一環として取り組む産業人材の育成の基盤として、基礎教育の拡充が重要な柱と位置付けられており、本事業は基礎教育の環境整備につながる支援である。また、公務員も含む障がい者支援委員会メンバーの能力向上を通して、地域に根差した持続的な障がい児支援体制の構築を目指しており、ガバナンス強化を通じた持続可能な社会の実現にも資するものである。</p>
(3) 上位目標	<p>本事業に基づくインクルーシブ教育を促進するための取り組みがカンボジア国内において普及し、より多くの障がい児が自らの可能性を伸ばし、社会参加の機会を得られるようになる。</p>
(4) プロジェクト目標（今期事業達成目標）	<p>モデル地域で実践される新たな取り組みが他地域に広がり、インクルーシブ教育促進の取り組みを評価するツールが策定されることで、カンボジア国内にインクルーシブ教育が普及する。</p> <p>（一年次）特別支援学級やリソースセンターの設立および障がい者支援委員会の能力強化を通して障がい児支援体制が整備されるとともに、インクルーシブ教育の評価ツールが策定される。</p>

(5) 活動内容

本事業では、モデルとなる対象郡において、公立小学校の障がい児担当教員や地域住民が、専門的な知識や情報に日常的にアクセスできる体制を構築するとともに、地域住民が主体となって同教育を推進するための組織強化に取り組む。本事業及びこれまでのモデル地域での取り組みをもとに、教育省や関係団体との協力のもと、インクルーシブ教育実施状況を評価するツールや当会の取り組みをまとめた事例集の普及を通して、国内で同教育を促進していく仕組みを整える。会合等の詳細は別添の補足説明資料「ワークショップ・会合・研修内容詳細」参照。

活動 1：インクルーシブ教育 (IE) 実践状況を評価する仕組みづくり【第 1-3 年次】

(1-1) 教育省副長官、教育総局長、同省の関連部局および障がい児教育の支援を行う団体メンバーからなる専門委員会を設立し、IE の実践状況を評価するためのチェックリストを策定する。チェックリストは、学校、郡教育事務所、州教育局の取り組みを、それぞれの上位組織が評価または各自が自己評価するためのツールとなる予定だが、関係者との協議に基づき内容を確定する。評価に基づき改善すべきとされた点を、次回以降の評価時に継続してフォローアップできる内容とする。【第 1 年次】

(1-2) 専門委員会でドラフトし、選定した 2 州の教育局、郡教育事務所及び小学校の意見を反映させて策定したチェックリストを、カンダール州を含む 4 州において試用し、そのフィードバックに基づき内容を修正・最終化する。評価にかかる時間や既存の業務への負担等も考慮しながら、チェックリストを使用する頻度や振り返り方法を決定する。【第 1 年次】

(1-3) 教育大臣から承認を得たチェックリストを、国内全州の教育局職員に周知するためのワークショップを開催する。ワークショップの終わりには、州ごとに、州内の郡教育事務所に対してチェックリストを共有するための方法や時期を決定し、実施計画を策定する。【第 2 年次】

(1-4) 教育省特別教育局と共に、2 州において、州教育局が郡教育事務所に、チェックリストを共有する会合に参加する。これは、今後、特別教育局がチェックリストを全国に普及させ、活用状況のモニタリングを適切に実施する上で、州及び郡の教育行政が直面する課題を理解し助言を提供できるようになるためである。また、州教育局から郡教育事務所に共有する際、州教育局は、各事務所にも、学校へのチェックリスト共有の実施計画を策定してもらい、それに基づいたモニタリングができるようにする。【第 2 年次】

(1-5) 全州において、チェックリストの共有及び実際の活用状況を、特別教育局がモニタリングする。当会職員は、同局のモニタリング実施状況をフォローアップすると同時に、訪問や電話も通して直接、関係者へのモニタリングも実施する。【第 3 年次】

活動 2：モデル地域における取組みの国内普及【第 1-3 年次】

(2-1) 当会がこれまでクサイ・カンダール郡で実施してきた IE 促進のための活動及び本申請事業で実施する新たな取り組みを通じた学びや成功事例を収集する。【第 1-3 年次】

(2-2) 他地域の関係者による当会対象地域への訪問受け入れ、または他地域への訪問を通して、モデル地域における実践事例を共有し、当会の取り組みを国内各地に広める。また、お互いの成功事例や共通する課題の解決策を話し合う機会とする。第 3 年次には、教育省副長官を含む教育省関係者を対象地

域に招待し、当地での取組みや成果を共有する。【第 1-3 年次】
 (2-3) 第 1-3 年次で収集した実践事例を事例集としてまとめる。【第 3 年次】
 (2-4) 作成した事例集を、国内の全ての州教育局及び集合村を管轄する州の行政担当部署に加え、障がい児の教育支援を行う NGO を含む関連団体に共有するためのワークショップを開催する。【第 3 年次】

活動 3：障がい者支援委員会の能力強化【第 1-3 年次】

(3-1) 郡内の全 18 集合村に設立された障がい者支援委員会 (CCPWD) のメンバーに対して、障がい児の実態調査やデータ管理方法等の研修を実施する。必要性が認められる CCPWD に対しては、パソコン等の機材も提供するが、その際は、取り扱いに関する注意を記載した合意書を締結する。不就学の障がい児については公式なデータがないため、CCPWD が不就学障がい児を含む各集合村の障がい児のデータを管理・更新し、適切な支援につなげられるようになることを目指す。【第 1 年次】

(3-2) CCPWD とのグループ会合を実施し、各 CCPWD の活動実施状況、年間活動・予算計画作成の進捗状況等を確認する。また、18 の CCPWD に加え、全 CCPWD の活動状況や関連データをとりとまとめる役割を担う郡レベルの障がい者支援委員会を含んだ全体会合を実施し、各 CCPWD の参考となる事例や直面する困難等を共有し、解決策等を協議する。【第 1-3 年次】

(3-3) 治療やリハビリサービス等、専門機関への照会が必要な障がい児に対して、第 1 年次は自己資金を用いて支援を継続する。第 2 年次以降、徐々に各 CCPWD にその役割を移譲し、その実施状況を当会職員がモニタリングする。

【第 1-3 年次】

(3-4) 重度障がい児や不就学障がい児等、訪問支援が有効な障がい児に対して CCPWD が適切な支援ができるよう、関連した研修を実施する。具体的には、保護者に対して家庭学習の指導方法や日常の基本動作訓練、専門機関に関する情報の提供を CCPWD が実施できるようになるよう研修する。訪問開始後は、各 CCPWD の代表者を含む関係者とのモニタリング会合を行う。

【第 2-3 年次】

(3-5) グループ会合や全体会合を通じて把握した各 CCPWD のニーズに応じて追加研修も実施する。訪問支援の対象は、就学前及び義務教育（小学校・中学校）年齢の重度障がい児や不就学障がい児を想定しているが、各 CCPWD との協議に基づき決定する。【第 3 年次】

活動 4：特別支援学級及びリソースセンターの設立と能力強化【第 1-3 年次】

(4-1) N 連第 3 年次事業で 2017 年にバリアフリー環境を整備したプレイ・トム小学校に、特別支援学級及びリソースセンターを新たに設立する。工事開始前には、CCPWD や学校関係者等と事前会合を実施し、学級及びセンターに関する地域住民への周知方法等を確認するとともに、教室や備品等の維持管理に関し、各々の責任や役割を記載した合意書を締結する。施工期間中は、当会のフィールド・スタッフが一週間に数回現場を訪問し、工事前に施行会社と合意した図面やスケジュールに沿って工事が行われているかどうかをモニタリングする。工事終了は、開始から約 5 ヶ月後を想定しており、終了後、机やイス、バランスボール等の療育用器材、遊具、障がい児教育や日常生活動作に関する資料、障がい児用の学習素材を配置する。また、地域住民に対して、学校代表者や集合村代表者による定期会合の場で呼びかけたり、ちらしやポスターを活用し、特別支援学級への障がい児の登録方法やリソースセ

<p>インターの役割を周知する。【第 1 年次】</p> <p>(4-2) 特別支援学級教員 (SE 教員) 及びリソースセンタースタッフを、郡教育事務所及び各 CCPWD と協力し、契約教員を含む現職教員や地域住民から募集して選定する。その後、SE 教員、特別支援学級が設立されるプレイ・トム小学校の教員及びリソースセンターを担当するスタッフ、郡教育事務所職員、州教育局職員に対して、視覚・聴覚・発達/知的障がい及び療育関連研修を実施する。プレイ・トム小学校の教員も研修を受講することで、SE 教員が万が一辞めた場合、新たな SE 教員を日常的に支援したり、場合によっては交代要員となることが可能となる。特別支援学級に教科書や補助教材、文具等を供与後、その使用状況をモニタリングする。また、障がい児ごとの個別指導計画及び教材作成を、研修や訪問指導を通して支援する。【第 1 年次】</p> <p>(4-3) SE 教員、プレイ・トム小学校の関係職員、ソンロン集合村の CCPWD、郡障がい者支援委員会、州教育局との定期会合を実施し、特別支援学級の運営状況や SE 教員による各公立小学校教員への持続的な支援方法、CCPWD による家庭訪問実施に際しての SE 教員からの助言、特別支援学級から通常学級への転籍や不就学児童の就学等に関する協議を行う。【第 1-3 年次】</p> <p>(4-4) (4-2) の研修受講者のニーズや当会職員によるモニタリング結果を基に内容を決定したフォローアップ研修及び、特別支援学級及びリソースセンターに対する教材・器材の追加提供を行う。【第 2-3 年次】</p> <p>(4-5) SE 教員及びソンロン集合村の CCPWD を含む関係者ととも、公立小学校への巡回支援に関する協議を行い、巡回計画及び関連資料を作成する。SE 教員は、巡回支援を通して、障がい児への適切な配慮方法や指導方法に関する助言を、障がい児担当教員に対して行う。巡回支援は、特別支援学級が始まり、SE 教員が研修で学んだことをある一定期間実践した頃を想定している。【第 2-3 年次】</p> <p>(4-6) SE 教員による公立小学校への巡回支援を、郡教育事務所とともにモニタリングする。また、SE 教員、リソースセンタースタッフ、障がい児担当教員、郡教育事務所と、巡回支援に関する会合を開催し、巡回支援が有効に機能するよう、障がい児担当教員が SE 教員に求める支援等を確認する。【第 2-3 年次】</p> <p>(4-7) SE 教員、郡レベルの障がい者支援委員会とともに、郡内の新任教員等に対する障がいや IE に関する知識の共有会合の実施について協議し、必要な資料を作成後、その実施状況をモニタリングする。【第 3 年次】</p> <hr/> <p>直接裨益者：計 8,271 名 (詳細は以下の通り)</p> <ul style="list-style-type: none"> ◎カンボジア国内全州 (プノンペン都含む) の教育局職員：50 名 (2 名 x25 州) ◎カンボジア国内全州 (プノンペン都含む) の集合村を管轄する行政担当部署職員：25 名 (1 名 x25 州) ◎CCPWD メンバー：180 名 (10 名 x18 集合村) ◎クサイ・カンダール郡の郡レベル障がい者支援委員会メンバー：10 名 ◎SE 教員用研修受講者：10 名 (SE 教員 4 名、プレイ・トム小学校教員 2 名、リソースセンター担当員 1 名、郡教育事務所職員 2 名、州教育局職員 1 名) ◎特別支援学級児童：36 名 (15 名 x2 午前・午後+6 名-生徒入替に対応) ◎リソースセンター利用者：約 7,500 名 (月約 250 名 x 事業第 1 年次後半から 30 ヶ月の延べ人数) ◎クサイ・カンダール郡内の全 40 小学校の障がい児担当教員：約 280 名 (1 校 7 名と想定 x40 校)
--

	<p>◎クサイ・カンダール郡内の家庭訪問を受ける不就学障がい児：約 180 名(1 集合村 10 名と想定 x18 集合村)</p> <p>間接裨益者：計約 20,880 名</p> <p>◎障がい児を含む郡内の全 40 小学校の就学児童：約 19,800 名</p> <p>◎特別支援学級児童及び家庭訪問を受ける障がい児の家族：約 1,080 名(216 名 x5 名-1 家族につき同居 5 人と想定)</p>
<p>(6) 期待される成果と成果を測る指標</p>	<p>成果 1：カンボジア国内の学校及び教育行政機関におけるインクルーシブ教育実践状況を評価する仕組みができ、活用され始める</p> <p>【指標】</p> <p>1¹. チェックリストを共有するためのワークショップで実施する確認テストの正答率が 8 割以上となる。【第 2 年次】</p> <p>2². 州教育局による郡教育事務所に対するチェックリストの共有が、全ての郡教育事務所の内、8 割以上で実施される。【第 2 年次】</p> <p>3³. 聞き取り調査を実施した郡教育事務所の内、8 割以上で、チェックリストが活用される。【第 3 年次】</p> <p>4⁴. 聞き取り調査を実施した州教育局、郡教育事務所及び公立小学校の内、それぞれ 8 割以上が、IE 推進におけるチェックリストを実際に活用してみても有効だと回答する。【第 3 年次】</p> <p>【確認方法】IE 実践のチェックリスト、チェックリストに関する会合実施後のアンケート用紙、聞き取り調査</p> <p>成果 2：IE 推進に関する事例集の共有や他地域との交流を通して、モデル地域での取り組みが国内に広まる</p> <p>【指標】</p> <p>1⁵. 事例集共有の会合に、国内全州の教育局及び集合村を管轄する州の行政担当部署の 8 割以上が参加する。【第 2 年次】</p> <p>2⁶. 他地域との交流活動に参加した訪問者（団体）の 8 割以上が、訪問後一定期間の後に行うモニタリングで、当会の取り組みからの学びを活かしている、または各事業地の関係者に伝えたと回答する。【第 1-3 年次】</p> <p>【確認方法】事例集、事例集共有会合、訪問受け入れ時の協議結果、交流活動参加者への聞き取り調査結果</p> <p>成果 3：地域住民による障がい者支援のモデル事例として、各集合村に公的に設立された障がい者支援委員会が十分な能力を身につけ、その役割を果たす</p> <p>【指標】</p>

¹ 当会が過去の事業で実施した教員研修の事後テストでは、テストの種類やグループにより正答率が 7 割～9 割であった。チェックリストについて理解したと判断するのに妥当な指標として 8 割以上と設定した。

² 教育省とも協議の上、チェックリストの全国的な普及を目指す上で、郡教育事務所に対するリストの共有率は 8 割以上が妥当と判断し、目標値を設定した。

³ 当会のこれまでの活動経験に基づき、教育省との協働により実現可能且つ、チェックリストが郡教育事務所に活用されているといえる基準として 8 割を設定した。

⁴ チェックリストの作成過程には一部地域での試用も含むが、最終化し各地域で実際に活用した結果、改善すべき点も出てくると想定し、有効性の指標を 8 割と設定した。

⁵ 過去に他団体や教育省と共催した IE に関する国内フォーラムでは全州の教育局職員を招待し、参加率が 8 割～9 割であった。本事業では、これまでこのような会合に参加したことのない州の行政担当部署職員も招待する点も考慮し、指標を 8 割以上と設定した。

⁶ 過去の事業で IE 推進部会メンバーが他地域へ訪問した際には、訪問後、約 9 割の部会メンバーが、訪問時の学びを活かしていると回答した。同部会メンバーはそれまでに当会とともにさまざまな活動を実施していたことから、IE に関する一定の理解もあり、当会もフォローアップできる状況にあったが、本指標の対象は他団体や他地域の行政関係者等であることを考慮した上で、当会の取り組みが広まっていると判断するために妥当な基準として、指標を 8 割以上と設定した。

	<p>1. 不就学障がい児を含む各集合村の障がい児の基礎データが、18 集合村の CCPWD において作成・管理される。【第 3 年次】</p> <p>2⁷. 支援が必要な障がい児の内 7 割以上が、事業期間中、少なくとも 1 回は、家庭訪問や専門機関への照会や情報共有サービス等を受ける。【第 3 年次】</p> <p>3⁸. 18CCPWD の内、15 以上の CCPWD が年間活動計画の 8 割以上の活動を実施する。【第 1-3 年次】</p> <p>【確認方法】障がい児に関するデータ、各 CCPWD の年間活動計画、各 CCPWD による障がい児支援計画及び実施の記録、CCPWD とのフォローアップ会合</p> <p>成果 4：特別支援学級教員及びリソースセンターが、専門性や教材を備えた、インクルーシブ教育推進の中心的役割を果たす</p> <p>【指標】</p> <p>19. SE 教員等への研修後に実施する確認テストで、正答率が 8 割以上になる。【第 1-3 年次】</p> <p>2¹⁰. 支援が必要な障がい児担当教員の内、8 割以上が SE 教員の支援を受ける。【第 3 年次】</p> <p>3¹¹. リソースセンターの利用者が月平均 250 人以上となる。【第 1-3 年次】</p> <p>4¹². 特別支援学級に在籍する児童の内、少なくとも 1 割以上が、部分的な転学も含め、地元の公立学校に就学する。【第 3 年次】</p> <p>5¹³. 聞き取り調査をした公立学校教員の内、少なくとも、8 割以上が障がい児への対応で特別支援学級教員から学んだことやリソースセンターで得た知識を活用したと回答する。【第 3 年次】</p> <p>6¹⁴. IE 及び障がいについて学んだ新任教員等の内、8 割以上が、一定期間を経て実施する調査で、学んだことを実践していると回答する。【第 3 年次】</p> <p>【確認方法】研修後の確認テスト、リソースセンター利用記録、SE 教員による巡回計画とモニタリング、障がい児及び障がい児担当教員への聞き取り調査、新任教員に対する聞き取り調査</p>
(7) 持続発展性	<p>クサイ・カンダール郡の全 18 集合村に公的組織として設立された障がい者支援委員会に対して研修や会合を通じた能力強化支援を行うことで、事業終了後も、各 CCPWD が主体的に活動計画及び予算を策定し、障がい児の実態調査や啓発活動、個々の障がい児に必要な個別支援等を、郡レベルの障がい者支援委員会を含む関係機関と連携しながら継続する。</p>

⁷ 当会の過去の事業では、専門機関への照会等の個別支援を当会が主導することにより、支援が必要とされ、保護者が事前会合に出た子どもの約 8 割が必要な支援を受けた。本事業では、当会は引き続き支援するものの、障がい者支援委員会が中心となって個別支援を進めていくことを促す。改善を伴いながらの活動となることを考慮し、指標を 7 割以上と設定した。

⁸ CCPWD の具体的な活動内容は集合村ごとに決定されるが、障がい児データの収集・管理及び個別支援は委員会の主要な活動になる予定である。少なくともそれらの活動が実施されることを想定し、指標を設定した。

⁹ 当会が過去の事業で実施した教員研修の事後テストでは、テストの種類やグループにより正答率が 7 割～9 割であった。SE 教員等への研修はより専門的な内容も含むことを考慮し、指標を 8 割以上と設定した。

¹⁰ すべての障がい児担当教員が抱える課題を把握するよう努めるが、中には SE 教員がすぐに対応することが難しい課題もあると想定し、指標を 8 割と設定した。

¹¹ リソースセンターは地域住民にも開放されるため、学校関係者に加え、地域住民の利用も見込める。6 日/週 (25 日/月) 開館し、1 日平均 10 名が利用すると想定した上で、月平均の利用者数を算出した。

¹² カンボジア国内の他地域で運営されている特別支援学級における、普通学級への転籍率を参考にした。また、本事業で設立する特別支援学級に入学する児童は中・重度の障がい児である可能性が高いこと、転学は個々の実際の状況を考慮して決定するものであることから、指標を 1 割と設定した。

¹³ 当会が過去に実施した、障がい児担当教員に対する研修後のモニタリングでは、モニタリング対象となった教員のほぼ全員が、学んだことや供与された教材を活用していると回答した。本事業では、特別支援学級教員による公立学校教員の支援という初めての試みであり、支援方法も試行錯誤しながらの取り組みになると考えられること、また、支援対象の教員数も多くなることなどを考慮し、指標を 8 割以上と設定した。

¹⁴ 当会が過去に他地域で実施した障がいや IE に関する教員研修後のモニタリングでは、約 7～8 割の教員が、研修で学んだことを実践していると回答した。本事業での新任教員に対する研修や会合は、SE 教員や郡レベルの障がい者支援委員会が中心となって行う点も考慮し、指標を 8 割以上と設定した。

また、公立小学校内の1学級として設置する特別支援学級に関しては、2014年に教育省が制定した規定に基づき、担当教員への給与が政府から支払われることになっている。その他の、特別支援学級やリソースセンターの運営および公立小学校巡回支援や中・重度障がい児に対する訪問支援等に必要な費用については、各集合村のCCPWD、郡教育事務所及び特別支援学級を併設する学校間で協議し、分担して負担する予定である。設立する特別支援学級及びリソースセンターは、専門性のある教員や教材を備え、事業終了後も公立学校の障がい児担当教員を継続的に支援するとともに、地域の障がい児や保護者に必要な情報を提供するリソースセンターとなる。

IE実践の評価ツールは、障がい児を含む全ての子どもが共に学べる環境を国として整備していく中で、あるべき学習環境や地方教育行政の体制を示そうという教育省の取り組みの一環として作成する。各学校や郡・州の教育行政が各自の取り組み状況を評価し、必要な対策を策定する中で、地域住民とともにIE促進に取り組むモデル地域の事例は、カンボジア国内において参考になり得る。評価ツールは、州教育局や郡教育事務所等、評価を担当する組織が毎年活用し、教育省特別教育局がデータを管理する。また、これまでの活動を通して得た成果や学びをまとめた事例集は、教育省がIEを今後も推進していく中で、有益な情報やノウハウとして活用され、モデル地域の事例が他地域へも更に広がっていくことが期待できる。

(ページ番号標記の上、ここでページを区切ってください)